

第2章 釧路市の環境行政の概要

1 環境行政組織

(1) 環境行政組織体制・所管業務

釧路市の環境行政を主管する部局は市民環境部です。両行政センターでは市民課環境担当がそれぞれ環境行政を主管しています。構成は、図2-1-1に示すとおりとなっています。また、他の行政組織においても表2-1-1に示すように、環境に関連した業務がすすめられています。

平成22年4月1日に旧環境政策課と旧環境衛生課が統合し、環境保全課となりました。

図2-1-1 環境行政組織体制図（平成22年4月1日現在）

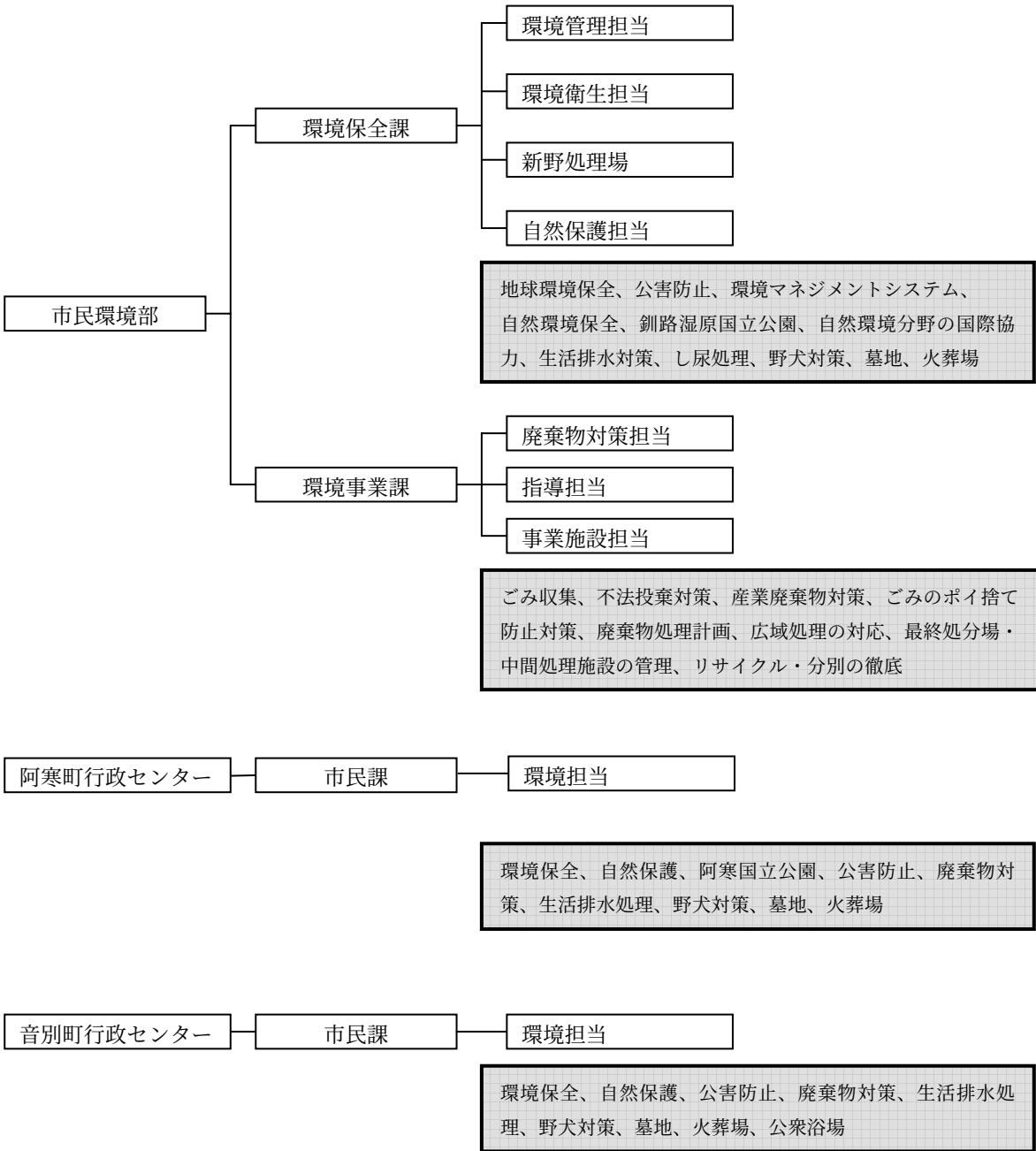


表2-1-1 釧路市の環境関連部署以外の各部における環境保全に関連したおもな取り組み

(平成22年4月1日現在)

総務部	市庁舎環境配慮指針の庁内率先実行、共用公用車への低公害車の導入、公共事業の環境配慮、省電力パソコン導入
総合政策部	都市計画の推進、市有地の芝刈り
市民環境部 (環境関連部署以外)	まちをきれいにする市民総ぐるみ運動の推進
こども保健部	保育園児による周辺清掃
産業振興部	事業者の環境保全に対する資金融資、地産地消、エゾシカ対策、畜産ふん尿処理対策、農村の景観改善
水産港湾振興部	海洋汚染対策、港湾の環境対策
都市整備部	緑化の推進、公園・緑地の整備、コンクリート解体材の利用、釧路川リバーサイド整備、道路の整備・維持補修、春採湖ほか河川対策
上下水道部	水道水源保全、公共下水道整備
学校教育部	学校における環境教育の推進、学校の緑化、児童生徒のリサイクル・ボランティア活動の推進
生涯学習部	博物館等展示施設の充実、自然観察会・学習会等の開催、文化財の保護、野生生物の保護
阿寒町行政センター	阿寒町花いっぱい運動

2 釧路市環境基本条例

良好な環境は、私たちの健康で文化的な生活のために欠かすことができないものです。私たちは、現在の環境をより良いものとして、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

一方、地球環境問題や廃棄物問題をはじめとした今日の環境に関する問題に対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していくことが必要といわれています。

こうした考えにたって、市、事業者、市民など釧路市に暮らすすべての人々が環境に関する問題を自らの課題としてとらえ、積極的に環境保全に取り組んでいくことで、環境への負荷を減らし、将来の世代の人たちが安心して暮らせる社会をつくるために、釧路市（旧釧路市）では、平成10年12月「釧路市環境基本条例」を制定しました。条例の制定にあたっては、有識者や市民団体などで構成された釧路市環境基本問題検討委員会をはじめとして、広く市民から寄せられた意見を参考としました。平成17年10月の3市町合併にあたって本条例は新市に引き継がれました。

市、事業者、市民はそれぞれの責務に基づき連携協力して、本条例の基本理念の実現を目指し、環境保全に向けた行動を積極的に推進していかなければなりません。

3 釧路市環境基本計画

(1) 釧路市環境基本計画の策定

釧路市（旧釧路市）では、平成13年3月、「釧路市環境基本計画」を策定しました。平成17年10月の3市町合併にあたって本計画は新市に引き継がれました。

この計画は、釧路市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、釧路市内の環境の保全や創造をすすめていくための計画のうち、最も基本となるものです。環境に関連した市の個別計画や事業は、この計画に沿ってすすめられます。

計画では、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境都市像として掲げ、その達成のために、市が取り組むべき施策や市民・事業者・市の基本的な行動のあり方を示しています。

また、地域全体で努力すべき目標として11の定量目標（廃棄物の削減、温室効果ガス

の削減など）を示しています。

(2) 計画のあらまし

①計画の対象

すべての市民、事業者及び市を対象としています。

②計画の期間

- ・ 望ましい環境像の達成期間 おおむね21世紀半ば
- ・ 計画の施策や事業を展開する期間 10年間(平成13(2001)から平成22(2010)年度)

③計画の推進

市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るために設置された「釧路市環境対策推進会議」を中心として、釧路市環境審議会の意見を聞きつつ、環境に関連した個別計画や各事業に計画的に取り組むとともに、市民、事業者の環境保全行動を促進していくことにより推進していきます。

④計画の構成

図2-3-1 釧路市環境基本計画の構成



(3) 定量目標の状況

釧路市環境基本計画で定めた11項目の定量目標項目の状況は、表2-3-1のとおりとなっています。

表2-3-1 定量目標の状況

基本方針	基本目標	定量目標	平成 20 年度	平成 21 年度
人の健康の保護と生活環境の保全	大気汚染の防止	大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄・二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の維持・達成をめざします。	・二酸化硫黄 3測定点すべて短期的、長期的評価ともに達成 ・二酸化窒素 3測定点すべて達成 ・浮遊粒子状物質 3測定点すべて短期的、長期的評価ともに達成	・二酸化硫黄 3測定点すべて短期的、長期的評価ともに達成 ・二酸化窒素 3測定点すべて達成 ・浮遊粒子状物質 3測定点すべて短期的、長期的評価ともに達成
	水質汚濁の防止	水質汚濁に係る環境基準（BOD・COD）の維持・達成をめざします。	・釧路海域 11測定点中5測定点達成 ・新釧路川(新川橋)達成 ・釧路川(幣舞橋)達成 ・阿寒川(阿寒橋、丹頂橋、大楽毛橋)達成 以下、すべて未達成 ・春採湖 2測定点 ・阿寒湖 3測定点	・釧路海域 11測定点中2測定点達成 ・新釧路川(新川橋)達成 ・釧路川(幣舞橋)達成 ・阿寒川(阿寒橋、丹頂橋、大楽毛橋)達成 以下、すべて未達成 ・春採湖 2測定点 ・阿寒湖 3測定点
	騒音・振動の防止	騒音に係る環境基準（一般地域・道路に面する地域）の維持達成をめざします。	・一般地域 8測定点中6測定点達成 ・道路に面する地域 6測定点すべて達成	・一般地域 8測定点中7測定点達成 ・道路に面する地域 6測定点中5測定点達成
	有害化学物質汚染の防止	ダイオキシン類に係る環境基準（大気）の維持・達成をめざします。	1測定点達成	1測定点達成
快適な都市環境の確保	ゆたかな緑の確保	市街地に占める緑地面積を639haとすることをめざします。	602.0ha	605.0ha
		市民一人当たりの公園面積を21.0㎡とすることをめざします。※1	20.0㎡／人	21.4㎡／人
		道路植栽路線延長を254.9kmとすることをめざします。	258.7km	261.1km
資源循環型社会の構築	ごみの減量と資源化の推進	ごみ排出量を平成8（1996）年度比で10%以上削減することをめざします。	-30.8% 74,452t (H8 107,610t)	-32.0% 73,129t (H8 107,610t)
		リサイクル率を24%以上とすることをめざします。※2	19.5%	22.3%
	ごみの適正処理	ごみ埋立量を平成8（1996）年度比で50%以上削減することをめざします。	-88.3% 13,459 t (H8 114,709 t)	-90.3% 11,104 t (H8 114,709 t)
地球環境の保全と国際協力	地球温暖化の防止	温室効果ガス排出量（二酸化炭素）を平成2（1990）年度比4.5%以上削減することをめざします。	-3.8% 2,167千t-CO2 (H2 2,252千t-CO2)	統計数値が未発表のため算定できず

※1 市民一人当たりの公園面積は、釧路市の行政区域内の公園のみを対象としている

※2 リサイクル率は（ごみの総処理量＋集団回収量）に対する（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）の比

4 釧路市環境審議会

釧路市環境基本条例に基づき、「釧路市環境審議会」を設置しています。同審議会は、学識経験者や市民団体の代表者などから構成され、市長の諮問に応じて環境問題について調査審議を行います。

表2-4-1 釧路市環境審議会委員名簿

(平成23年3月現在)

	氏 名	役 職 等
委員	伊 藤 俊 彦	北海道教育大学名誉教授
委員	神 田 房 行	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
委員	浦 家 淳 博	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授
委員	加 藤 雅 也	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校准教授
委員	小 林 聡 史	釧路公立大学教授
委員	伊 藤 明日佳	弁護士法人笠井・伊藤法律事務所弁護士
委員	野 口 明 史	環境省釧路自然環境事務所長
委員	増 本 弘 次	北海道釧路総合振興局保健環境部長
委員	大 西 英 一	釧路自然保護協会副会長
委員	伊 藤 正 司	春採湖の会会長
委員	矢 野 忠 治	釧路市連合町内会会長
委員	新井田 利 光	財団法人前田一步園財団常務理事
委員	野 地 道 子	阿寒町女性の会協議会阿寒婦人会会計
委員	室 内 江美子	音別町女性協議会副会長
委員	長 田 武 興	釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長
委員	伊 織 嬌 子	市民公募
委員	上 杉 鉄 英	市民公募
委員	田 中 千鶴子	市民公募

5 釧路市環境対策推進会議

釧路市の各部局が連携して総合的に環境保全を推進するため、副市長及び各部長による「釧路市環境対策推進会議」を設置しています。また、その下部機構として、関係課長による専門部会を必要に応じて設置し、個別の課題に関して具体的な協議を行っています。

6 釧路市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を調査審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会は委員16名で構成され、その一部は市民から公募されています。

表2-6-1 釧路市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(平成23年3月現在)

	氏 名	役 職 等
委員	池 田 保 夫	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
委員	大 西 博 一	釧路酒販小売組合理事長
委員	小笠原 和 子	釧路消費者協会会長
委員	小野寺 則 夫	釧路商工会議所経営相談課長
委員	小 嶋 厚 博	音別町商工会参事
委員	古 場 ミエ子	市民公募
委員	澤 谷 イ ツ	釧路市女性団体協議会
委員	志 田 茂 之	北海道電機商業組合釧路支部大型店対策部長
委員	錠 者 恒次郎	音別町地区連合町内会会長
委員	進 藤 信 子	国際ソロプチミスト釧路会長
委員	松 原 誠 二	釧路市資源リサイクル事業協同組合専務理事
委員	宮 下 徹	釧路公立大学教授
委員	矢 野 忠 治	釧路市連合町内会会長
委員	山 浦 祥 治	阿寒湖温泉旅館組合組合長
委員	吉 田 守 人	阿寒地区連合町内会副会長
委員	吉 田 英 司	釧路市PTA連合会副会長